② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10％の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年１月１日から令和13年３月31日までの間とする。

(5) 都心流入割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表Ａから下表Ｊまでの左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表Ａ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
川崎浮島ジャンクション、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km

表Ｂ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表Ｃ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
高速自動車国道第一東海自動車道及び都道首都高速３号線との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表Ｄ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び都道首都高速４号線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	14.4km

表Ｅ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.4km

表Ｆ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

表Ｇ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
三郷ジャンクション（三郷を含む。）、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0km

表Ｈ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
一般国道14号（京葉道路）及び都道首都高速７号線との接続部、一之江、小松川、錦糸町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3km

表Ｉ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
高谷ジャンクション、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5km